○国土交通省告示第千百七十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年八月三十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5005号	コンテナ（その他の型のもの）	ＬＮＧＴ－29600Ｍ	エア・ウォーター・プラントエンジニアリング株式会社	大阪府堺市西区築港新町二丁目六番地40

○国土交通省告示第千百七十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年九月十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5013号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹服式）	オーシャンＲＥ－５型	株式会社オーシャン・ライフ	和歌山県御坊市名屋町２丁目８番地の１

○国土交通省告示第千百七十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年八月三十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4682号	イマーション・スーツ（その他のもの）（サイズＵ及びＬ）（低保温型）	ＣＲＥＷＳＡＶＥＲ	ＣＯＳＡＬＴ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＬＩＭＩＴＥＤ	決議ＭＳＣ．207(81)及びＭＳＣ．218(82)への適合確認
第4774号	イマーション・スーツ（その他のもの）（浮力を有するもの）（低保温型）	ＣＲＥＷＳＡＶＥＲ　Ⅱ	〃	〃

○国土交通省告示第千百八十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年八月三十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	型式変更の内容
第4484号	ＭＦ及びＨＦ用デジタル選択呼出装置並びにＭＦ及びＨＦ用デジタル選択呼出聴守装置	ＪＳＳ－296	送信用電源の電力増幅基盤の変更
第4606号	〃	ＪＳＳ－596	〃
第4607号	〃	ＪＳＳ－896	〃

○海上保安庁告示第二百十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年十月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所　茨城県つくば市東一―一―一

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯二七度一〇分東経一二八度三〇分、北緯二五度一〇分東経一二七度二〇分、北緯二五度一〇分東経一二六度、北緯二五度五〇分東経一二六度、北緯二七度一〇分東経一二六度五〇分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯二八度東経一二七度、北緯二七度五〇分東経一二七度二〇分、北緯二七度一〇分東経一二六度、北緯二七度四〇分東経一二六度の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十二年十月二十七日から平成二十二年十一月二十五日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　十一管区水路通報第四十一号（平成二十二年十月十五日発行）

○海上保安庁告示第二百十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年十月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　神奈川県川崎市幸区大宮町一三一〇番

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯二五度二六分四七秒東経一二六度五四分、北緯二五度五三分四九秒東経一二七度四七分三四秒、北緯二六度四六分三四秒東経一二八度三〇分三一秒、北緯二七度二分一七秒東経一二八度六分四七秒、北緯二七度四四分一二秒東経一二八度四一分三〇秒、北緯二七度二八分二七秒東経一二九度五分一三秒、北緯二七度五一分二五秒東経一二九度二四分二九秒、北緯二七度二九分四二秒東経一二九度五六分五三秒、北緯二五度二一分五七秒東経一二八度一一分六秒、北緯二五度三五分一四秒東経一二七度五一分九秒、北緯二五度一一分一〇秒東経一二七度三分三〇秒、北緯二四度五九分二七秒東経一二七度一〇分三四秒、北緯二四度五四分九秒東経一二七度九秒、北緯二六度五分二六秒東経一二六度一六分八秒、北緯二五度四七分五二秒東経一二五度三八分四八秒、北緯二六度一七分三秒東経一二五度一四分四七秒、北緯二六度五〇分五秒東経一二六度二分二四秒の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十二年十月二十日から平成二十三年一月三十一日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第四十一号（平成二十二年十月十五日発行）、十管区水路通報第四十五号（平成二十二年十一月二十六日発行）、十一管区水路通報第四十号（平成二十二年十月八日発行）